

	質 問	回 答
Q1	届出書には、自署や押印が必要ですか。	どちらも必要ありません。
Q2	届出書への記入を誤った場合、訂正印の押印が必要ですか。	訂正印は必要ありません。二重線で削除し、訂正してください。
Q3	届出書に記入する事業区域の面積は、公図による面積と現況の面積のどちらを記入すればよいですか。	現況の面積を記入してください。
Q4	事前協議書を提出後、事業を取り止めた場合、どうすればよいですか。	市環境政策課へご連絡ください。
Q5	工事の着手とは具体的にどういったことをいいますか。	現地におけるパネル等の設置作業及びその設置に直接必要となる土地の造成、整地、樹木の伐採、抜根、資材置場や作業スペースの確保のための草刈り等をいいます。なお、これらの作業を先行して行う場合は、その後、概ね1か月以内にパネル等の設置作業を開始するものを対象とします。 ※測量、現地調査、境界確認等の準備行為や、休耕田の維持管理など、パネル等の設置を目的としない通常の草刈りは含みません。
Q6	設備設置後、稼働と同時に事業譲渡を予定している場合、事業者変更の説明会を新規設置に係る説明会と併せて開催してもよいですか。	新規設置に係る説明会と併せて開催しても構いません。その場合は、周辺関係者の負担にも配慮しつつ、譲渡先事業者や譲渡後の維持管理体制等についても十分に説明できる体制を整えてください。なお、説明会の開催後に譲渡先事業者が変更となった場合など、説明した内容に変更が生じた場合は、改めて説明会を開催する必要があります。
Q7	関係法令遵守状況は、明らかに該当しない場合も担当部署に確認する必要がありますか。	はい、確認が必要です。関係法令に該当するかどうかは、申請者の判断ではなく、担当部署への確認をもって判断することとしているためです。
Q8	縦断面図・横断面図は、どの程度の図面を提出すればよいですか。	少なくとも土地の縦横の高低差と水の流れがわかれば、測量による精緻な図面までは求めません。
Q9	隣接又は近隣で複数の設備を並行して計画している場合、説明会はそれぞれ開催する必要がありますか。(合同開催は可能ですか。)	複数の事業について、合同で説明会を開催しても構いません。その場合は、それぞれの事業地の周辺関係者が説明会の対象となるため、参加者が多くなることが想定されます。会場の規模や説明方法等も考慮した上で、開催方法をご検討ください。